

# 平成31年度登米市結婚活動支援事業 委託業務公募型プロポーザル募集要領

## 1 趣旨

本業務は、少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の課題に対応するため、結婚に向けた自分磨きセミナー等の開催や出会いの機会を提供することなどを目的とし、この募集要領は、市が受託者に委託する業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 委託業務の内容等

### (1) 委託業務等

対象となる委託業務は、下記のとおりとし、委託費については当該業務を遂行するにあたり必要なセミナー講師等の人件費やイベント等開催時の消耗品費などの経費とする。

- ① 自分磨きセミナーの開催
- ② 独身の男女の交流イベントの開催
- ③ 企業間交流イベントの開催
- ④ 結婚相談及び啓発活動の実施

### (2) 業務委託上限額 2,688,330円(税込)

※ 詳細については、別に定める『登米市結婚活動支援事業委託業務提案仕様書』のとおり。

### (3) 委託契約期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

### (4) 応募資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効率的に実施できる法人格を有するNPO法人を含む民間企業等（以下「企業等」とする。）とし、以下の条件を満たす者であることとする。

- ① 登米市内に本社又は事業所を有する企業等であること。
- ② 企業等又はその代表者が次の各号に該当しないこと。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
  - イ 市税を完納していない者
  - ウ 県税を完納していない者
  - エ 消費税及び地方消費税を完納していないもの
  - オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条又は第180

- 条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けたことがある者
- キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、登米市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人
- ケ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及び夜間のみの営業を行っていること。
- コ 前各号に掲げるもののほか、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配している等、市長が特に不適格と認める者

### 3 公募型プロポーザルの手続き

(1) 応募者説明会等は、別紙「委託業務提案仕様書（以下「仕様書」という。）」及び別紙「企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」により替える。なお、質問書については、下記により受付、回答する。

① 受付期間

平成31年3月19日（火）から平成31年4月5日（金）17時（必着）

② 提出方法

質問書（別紙①）により、下記宛てに、持参、電子メール、FAXのいずれかにより提出すること。電子メール又はFAXによる提出の場合、件名は「登米市結婚活動支援事業委託業務に関する質問」とし、合わせて電話により送付した旨を知らせること。なお、電話による質問の受け付けは行わない。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、到着次第、随時、電子メール又はFAXにて回答することとする。この際、質問内容と回答については、随時ホームページ上で公表する。

④ 送付先・提出場所

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1（登米市役所2階）

登米市企画部市民協働課地域振興係

TEL 0220-22-2173 Fax 0220-22-9164

電子メールアドレス [shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp](mailto:shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp)

(2) 企画提案書の提出

① 提出期間

平成31年3月19日（火）から平成31年4月12日（金）17時（必着）

② 提出書類

ア 企画提案書

- a プロポーザル参加申込書 <様式1>
- b 提出者の概要 <様式2>
- c 業務の実施方針等 <様式3>
- d 業務実施計画書 <様式4-1~5>
- e 経費見積書 <様式5>

イ 登米市結婚活動支援事業委託業務公募型プロポーザル応募資格に係る申立書 <別記様式1号>

ウ 法人の登記簿謄本の写し

エ 法人の定款の写し

オ 市税に係る納税証明書（法人及び代表者）

カ 決算書等の経営内容が分かる書類

③ 企画提案書の作成

企画書は、企画提案書作成要領に従い、作成すること。

④ 関係書類の配布方法

登米市結婚活動支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領、同作成要領、同企画提案書様式、同提案仕様書、同質問書様式は、上記3の(1)の④「送付先・提出場所」において配布する。

また、関係書類は登米市ホームページからもダウンロードできる。

登米市ホームページ (<http://www.city.tome.miyagi.jp/>)

⑤ 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

⑥ 提出方法

下記宛てに、企画提案書を持参、郵送又は宅配便により提出すること。なお、郵送又は宅配便の場合であっても、平成31年4月12日（金）17時必着とするため、郵送又は宅配便を利用する場合には配達記録が残る方法とすること。

⑦ 送付先・提出場所

上記3の(1)の④「送付先・提出場所」へ提出のこと。

#### 4 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ④ 本募集要領に違反すると認められる場合
  - ⑤ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 著作権・特許権等
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (3) 複数提案の禁止
- 公募型プロポーザル参加者は、ひとつの業務について複数の企画提案書の提出を行うことができない。
- (4) 提出書類の変更
- 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。ただし、誤字、脱字等の軽微なものは除く。
- (5) 辞退
- 提出書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (6) 費用負担
- 公募型プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。
- (7) その他
- ① 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本募集要領等の記載内容に同意したものであるとする。
  - ② 提出された企画提案書等は、返却しない。
  - ③ 提出された企画提案書等は、登米市情報公開条例（平成17年4月1日、条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となる。

## 5 契約候補者の選定方法等

### (1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定については、登米市結婚活動支援事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出いただいた内容を総合的に評価し選定する。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、(1)による契約候補者の選定後、速やかに参加者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 6 契約の締結

契約候補者は、企画提案内容に基づく作業内容等を示した委託業務仕様書を市と

協議の上作成し、市は、当該仕様書に基づく見積書を契約候補者から徴し、その内容について契約候補者と協議を行い、確定させたいうえで随意契約により委託契約を締結する。

なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとなる。

## 7 委託業務の実施状況の把握

市は、委託業務が適正に執行されているかを確認するため、立ち入り検査を行う等、業務の実施状況を随時把握する。

## 8 主なスケジュール

平成31年3月19日（火）	市のHPによるプロポーザル公募の公表開始
平成31年3月19日（火）	広報とめによるプロポーザル公募の公表開始
平成31年4月5日（金）	質問書の提出期限
平成31年4月12日（金）	企画提案書等の提出期限
平成31年4月19日（金）	審査委員会（ヒアリング含む）（予定）
平成31年4月22日（月）	審査結果の通知（契約候補者あて）（予定）
平成31年4月23日（火）	業務仕様書に係る打合せ（予定）
平成31年4月25日（木）	契約の締結（予定）
平成31年4月26日（金）	業務開始（予定）

## 9 問い合わせ先

上記3の（1）の④「送付先・提出場所」とする。

別記様式1号

平成31年度登米市結婚活動支援事業委託業務  
公募型プロポーザル応募資格に係る申立書

本応募者は、登米市結婚活動支援事業委託業務公募型プロポーザルの応募にあたり、登米市結婚活動支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領の「応募資格」に掲げられている下記事項の条件を満たしていることを申し立てます。

記

- 1 法人格を有する民間企業等であること。
- 2 登米市内に本社又は事業所を有すること。
- 3 民間企業等又はその代表者が次の各号に該当しないこと。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
  - ② 市税を完納していない者
  - ③ 県税を完納していない者
  - ④ 消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - ⑥ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けたことがある者
  - ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、登米市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人
  - ⑨ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及び夜間のみ営業を行っていること
  - ⑩ 前各号に掲げるもののほか、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配している等、市の契約相手先としてふさわしくない者。

平成 年 月 日

(応募者)

所在地

名称及び代表者名

Ⓔ